第2次船橋市文化振興基本方針(素案)

令和 4 (2022) 年●月 船橋市教育委員会

目 次

第1章	i 第 2 次基本方針の策定にあたって	1
1.	基本方針の位置付けと目的1	
2.	第1次基本方針期間の取組と成果3	
3.	文化を取り巻く社会背景の変化6	
4.	第 2 次基本方針の期間9	
第2章	・ 船橋市の文化的な特徴	10
1.	船橋市の文化振興のあゆみ10	
2.	各地域に息づく多様な文化11	
3.	文化振興の拠点14	
4.	船橋市の文化振興の現状と課題17	
5.	基本的な考え方	
第3章	· 基本方針	27
1.	めざすべき姿	
2.	基本目標	
3.	施策の展開29	
4.	基本目標に沿った施策の展開とその効果	
第4章	i 文化振興の推進に向けて	39
1.	進行管理(PDCA サイクル)	
2.	文化の担い手41	

第1章 第2次基本方針の策定にあたって

1. 基本方針の位置付けと目的

船橋市文化振興基本方針(以下、「第1次基本方針」という。)は、船橋市総合計画後期基本計画(以下、「後期基本計画」という。)、船橋市教育大綱及び教育関連計画を推進していくための個別計画の一つとして位置付け、今後の船橋市における文化振興の進むべき方向を示すことを目的として平成29年3月に策定しました。

第1次基本方針では、「伝統文化」「生活文化」「芸術文化」、そしてその礎となる地域の自然・歴史に関わるものを総称して広く「文化」と捉え、文化の担い手が一体となって、「市民が『ふるさと船橋』へ愛着を抱いている状態」を実現するため、方針の期間である5年にわたり取組みを進めてきました。その中で、第1次基本方針全体の成果を図るための総合指標を、「船橋市を『文化が盛んなまち』だと思う市民の割合」とし、平成27年度の28.8%から平成33年度には60%まで引き上げることを目指してきました。

今回の第2次船橋市文化振興基本方針(以下、「第2次基本方針」という。)策定にあたっては、第1次方針期間の取組とその成果を踏まえながら、市民アンケートや文化団体との意見交換会などを通じて、総合指標の達成度と本市の文化及び文化施策の現状や課題に関する経年変化を把握しています。

また、文化芸術基本法の改正や文化芸術推進基本計画といった国の文化関連施策や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「2020年東京大会」という。)や COVID-19(以下、「新型コロナウイルス」という。)といった社会的な動きを踏まえつつ、船橋市において今後の文化施策を推進していくために必要な事項をまとめ、基本方針を示しています。

図-1【基本方針の位置付け】

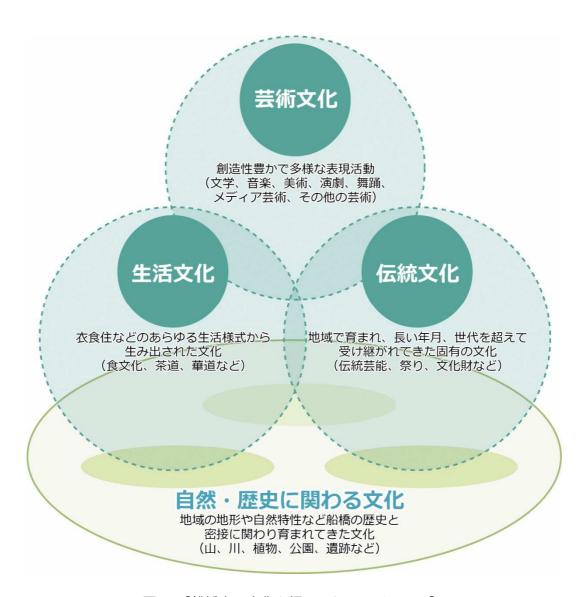


図-2【船橋市の文化を捉えるためのイメージ】

2. 第1次基本方針期間の取組と成果

第1次基本方針の策定時において、社会的な動きや本市の地域的な特徴・文化資源の把握の ほか、市民アンケート等の結果を踏まえ、本市が取り組むべき事項を課題として整理しました。 これら課題の解決を目指すための施策展開の方向性として、第1次基本方針では「気づき始 まる」「学び楽しむ」「育みつながる」「活かし伝える」の4つの基本目標を掲げ、それぞれの目 標に関連する事業に取り組んできました。

課題	内容	基本目標	主な関連事業
1	市民が文化に触れるきっかけづくり	気づき始まる	文化ホール主催公演事業
2	市民の鑑賞・活動につなげる情報発信		茶華道センター主催文化教室事業 バーチャル美術館開設【新規】 文化情報紙発行【新規】
3	公共交通網が発達し、利便性が高い地 域であることを踏まえた施策展開	学び楽しむ	ふなばしミュージックストリート 所蔵作品展や博物館における学
4	教育やまちづくりなど、他の取組と連 携した文化施策を推進する基盤づく り		校連携事業
5	将来を担う子供たちが心豊かに成長 するための取組	育みつながる	文化活動普及事業 学校における芸術鑑賞事業
6	子供から大人まで生涯にわたって地 域で学ぶための取組		音楽のまち・ふなばし 千人の音楽祭
7	各地域への愛着・親しみをもてる取組	活かし伝える	市所蔵作品活用事業
8	各地域の特徴を踏まえた文化資源の 活用と人と文化資源をつなぐ取組		文化財普及事業 博物館等における展示事業 取掛西貝塚国史跡化【新規】

図-3【第1次基本方針策定時における課題と取組】

また、文化振興の推進には、市民をはじめとする文化の担い手の連携・協力が不可欠であることから、文化の担い手が一体となり基本方針を着実に推進し、実効性を高めるための推進体制として、平成29年10月に「船橋市文化振興推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置しました。協議会には、学識経験者、文化・芸術の専門家、市民、企業等の幅広い分野の委員が参画し、本市が取り組む文化関連事業に対して助言・提案等を行っています。

さらに、協議会の下部組織として文化施設が参画する「船橋市文化振興推進協議会専門部会」 (以下「専門部会」という。)を置き、基本方針の推進に向けた具体的な取組として、2つの重 点プロジェクトを推進しました。

重点プロジェクト1【芸術・歴史エリアプロジェクト】では、まず、古くから船橋の中心部 として発展してきたという歴史的背景を持つ船橋駅周辺の市民文化ホール、市民文化創造館、 市民ギャラリーといった文化施設を、有機的に結び付け一体的な事業を推進することを目指し、 芸術文化創造エリアを創出する取組を行いました。その成果として、平成31年4月にホール・博物館・ギャラリーなどで実施しているイベント情報等を集約したWEB版イベント情報紙「BUNBUN Funabashi.」の創刊があげられます。これまで施設ごとに個別に発信していた情報を、ジャンルに拘わらず集約するとともに、特集記事を掲載しふなばしの文化に興味を持ってもらえるような発信を行いました。

一方、ふなばしミュージックストリートや市所蔵作品展など一部の事業で、文化施設の連携が実現しましたが、船橋駅周辺と市内各地域を連携させ市域全体に事業効果を波及させるまでには至りませんでした。

重点プロジェクト2【ふなばし遺産プロジェクト】では、船橋の文化情報の収集・集約した 文化情報サイトの開設はできなかったものの、船橋ゆかりの洋画家・椿貞雄の作品を中心とし た市所蔵の美術品に関し、図書館や博物館が所蔵する資料とともにデジタルアーカイブ化を進 めました。さらに、令和 4 年 1 月には自宅にいながら気軽に展覧会の雰囲気を楽しめるよう 「船橋市バーチャル美術館」を開設するなど、本市の美術振興施策を発信するためのサイトを 構築しました。また、令和 2 年に国登録有形文化財の玉川旅館が廃業したことに伴い、記録動 画を制作し、市のホームページにて公開しています。

そのほか、約1万年前の縄文時代早期の貝塚と集落跡(ムラ)である取掛西貝塚の保存・活用のため、学術調査を行い、現地での見学会をはじめ、博物館と連携した講演会や講座の実施を通じて広く伝えることで、保存に向けた機運を高めてまいりました。その結果、令和3年10月に取掛西貝塚は国の史跡に指定されるなど、市民共有の財産である地域の文化財を後世に引き継ぐための取組を進めています。

これらの取組により、令和3年度に行ったアンケートで基本方針の総合指標を確認したところ、船橋市について「市民の文化活動や市の文化事業に対する取組が盛ん」といった文化的なまちのイメージを持つ市民の割合は約40%となりました。これは、第1次基本方針で掲げた目標の60%には届かなかったものの、平成27年度に比べ10ポイント以上増加しています。さらに、中高生アンケートでは約70%の生徒が船橋のまちに対し文化的なイメージを有していることがわかりました。中高生は、部活動や習い事など日常生活の中で文化・芸術に親しむ機会があることがアンケート結果につながっていることが推察されます。

なお、総合指標が達成できなかったことの要因の一つとして、新型コロナウイルスの影響があげられます。コロナ禍においても、清川コレクションをはじめとした市が所蔵する美術品を紹介する企画展や文化ホールの舞台を市民の活動場所として貸し出す事業のほか、オンライン配信型のイベント・講座を実施するなど、市民が文化・芸術に親しむ機会を確保できるよう取組を継続しました。しかしながら、令和2年2月中旬以降、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、イベントの中止・延期や施設の臨時休館・利用制限が相次ぎ、市民の文化活動にも大きな制約があったことは、アンケート結果に少なからず影響を与えたものと考えられます。

ただし、アンケートでは、文化活動をしていない理由として「きっかけがない」を挙げる人が、第1次基本方針策定時と変わらず最も多い状況でした。また、市が今後力を入れていくべき取組についても「子供への文化に関する教育の充実」「情報発信の充実」が引続き上位に挙げられています。文化を取りまく課題については短期的な解決が難しいものも多く、第1次基本

方針における取組だけでは十分な課題解決に至っていないことも伺えます。

第2次基本方針は、本市の文化を取りまく課題に対し、これまでの成果を活かしながら継続的に取り組むとともに、新たな市民ニーズに沿った施策の展開を目指します。



NO PHOTO

図-3【BUNBUN Funabashi.】創刊号

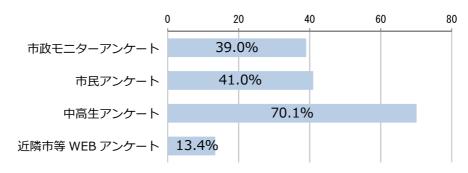
バーチャル美術館 TOP ページ <掲載予定>

NO PHOTO

取掛西貝塚の写真〈掲載予定〉

船橋市を「文化が盛んなまち」だと思う市民の割合

(思う、やや思うの割合の合計)



※令和3年度に実施した各種アンケート結果より アンケートの実施概要は18ページ、またアンケート結果の詳しい分析は資料編4に掲載

3. 文化を取り巻く社会背景の変化

文化芸術振興基本法の一部を改正(平成29(2017)年6月)

文化芸術振興基本法(平成 13 年法律第 148 号)が制定されてから 16 年が経過し、少子高齢化・グローバル化の進展など社会状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開がより一層求められるようになってきました。そのため文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することを趣旨に、法改正が行われました。

改正の概要としては、法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携を基本理念に盛り込んでいます。また、基本的施策の内容を追加したほか、政府や地方公共団体における文化芸術推進基本計画の策定や文化芸術に関する推進体制の整備について規定しています。

また、令和3年4月までに、文化財保護法の一部改正が2回行われたほか、「障害者の文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)」「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律(平成30年法律第48号)」「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和2年法律第18号)」などの制定、文化芸術推進基本計画の策定により、国の文化行政の基盤が整えられています。

文化芸術推進基本計画 - 文化芸術の多様な価値を活かして、未来をつくる - (第1期)の策定(平成30(2018)年3月)

新しい文化芸術基本法の下、「文化芸術の『多様な価値』、すなわち文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展、及び創造に『活用・好循環させ』、『文化芸術立国』を実現することを目指す」ため、政府により平成30年に策定されました。

基本計画では、文化芸術の本質的価値を、豊かな人間性を涵養し創造力と感性を育むものであり、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものとしています。また、社会的・経済的価値を、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし人間相互の理解を促進するほか、質の高い経済活動を実現、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展へ貢献するもの、さらには、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものとしています。

そこで、今後の文化芸術政策の目指すべき姿として①文化芸術の創造・発展・継承と教育、②創造的で活力ある社会、③心豊かで多様性のある社会、④地域の文化芸術を推進するプラットフォームの 4 つの目標を掲げ平成 30 年度からの 5 か年にて国家戦略としての文化芸術政策を強力に推し進めることとしています。

文化財保護法の一部を改正(平成30(2018)年6月、令和3(2021)年4月)

過疎化・少子高齢化などにより、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっており、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要になっています。 そこで、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため、文化財保護法の一部が改正されました。

平成 30 年 6 月には、地域における文化財の計画的な保存・活用を促進するため、都道府県は域内の文化財の総合的な保存・活用に関する大綱、市町村は文化財保存活用地域計画を策定できることが規定されました。また、個別の文化財についても所有者・管理団体が保存活用計画を作成し国の認定を受けることや、所有者に代わり、文化財の保存活用を担う管理責任者の選任要件を拡大するなど、個々の文化財の確実な継承に向けた制度見直しが行われています。あわせて、地方文化財行政の推進力強化のため、条例により、文化財保護の事務を地方公共団体の長が担当できるよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も一部改正しています。

また、令和3年4月の改正では、社会の変化に対応した文化財保護制度の充実を図るため、国の無形 文化財及び無形の民俗文化財の登録制度と地方公共団体による文化財の登録制度が新設され、幅広く文 化財の裾野を広げた保存・活用ができるようになりました。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定(平成30(2018)年6月)

障害者基本法及び文化芸術基本法の理念にのっとり、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、議員立法により「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)」が制定されました。

同法では、障害の有無にかかわらず、文化・芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進するとともに、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援強化すること、そして、地域での作品等の発表・交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを掲げています。そのための基本的施策を規定し、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

あわせて、推進体制として文化庁・厚生労働省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動 推進会議」を設置し、同法に基づく「障害者文化芸術活動推進基本計画」が策定されました。

新型コロナウイルスの世界的流行

令和 2(2020)年 1 月に、世界保健機関(WHO)により「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」が宣言され、同年 3 月にパンデミック(世界的な大流行)の状態にあると表明された、新型コロナウイルスは、我々の生活を一変させました。諸外国では、いわゆるロックダウンといわれる都市封鎖が行われ、国内でも緊急事態宣言が発出されるなど、人流の抑制や社会的距離の確保を中心に様々な制限が課されることとなりました。「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」といった基本的な感染対策のほか、密集・密接・密閉といったいわゆる「3 密」の回避などが実践されました。また、テレワーク・時差出勤、オンライン会議なども推進され、「新しい生活様式」を意識した生活が浸透したところです。令和 3 年 10 月時点で感染状況は落ち着きつつありますが、未だ終息には至っておらず、コロ

ナ禍の長期化による影響が大きくなることが懸念されています。

文化・芸術の分野でも各種イベントの延期・中止が相次いだほか、施設の休館などもあり、多大なる影響がありました。これは、芸術家等にとっては、公演・発表の機会を失うとともに収入源を絶たれることにつながるものです。また、人々にとっても、鑑賞機会や文化活動への参加機会がなくなり、心豊かな生活を送るうえで少なからず支障があるものと考えられます。一方、コロナ禍で文化・芸術が果たす役割が再認識されています。その中で、新しい生活様式に沿った文化・芸術活動として、インターネット配信や VR 技術などデジタル技術を活用した取組が急速に普及しました。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催(令和3(2021)年)

2020 年東京大会は、新型コロナウイルスの影響により開催時期が 1 年延期されました。また、大会は、令和 3 年 7 月から 9 月にかけて観客数の制限等の感染症対策を行いながら実施されましたが、海外からの観客受入を断念するとともに、多くの競技会場が無観客開催となったほか、出場選手にはいわゆるバブル方式を採用するなど、関係者の行動も大きな制約を受けました。あわせて、国内で実施が予定されていた文化プログラムについても、新型コロナウイルス対策及び大会の簡素化等の見直しを行ったうえで実施されました。

2020 年東京大会及び文化プログラムの実施により期待された、多くの人の心を捉える魅力的な文化の創造及び国際的な交流を通じた我が国の文化の魅力の発信について、その効果は限定的となりましたが、パラリンピックなどを通じ、文化における共生のあり方がわかりやすく提示されました。

<文化に関する近年の動向>

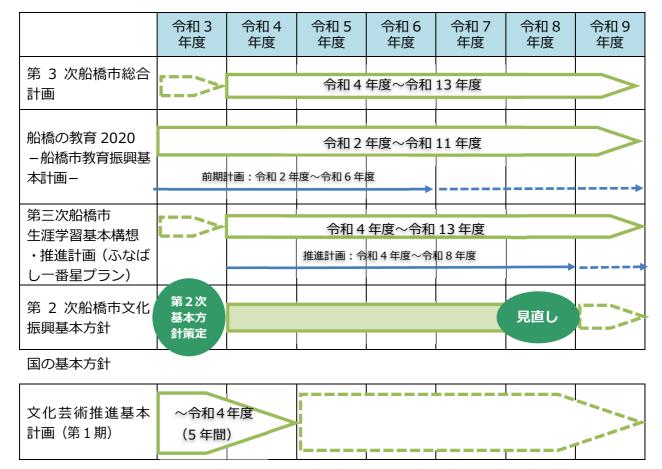
時期	法律の制定等			
平成 13 年 2 月	「文化芸術振興基本法」の制定			
平成 24 年 6 月	6月 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の制定			
平成 24 年 9 月	「古典の日に関する法律」の制定			
平成 29 年 3 月	「船橋市文化振興基本方針」の策定			
平成 29 年 6 月	29年6月 「文化芸術振興基本法」の一部を改正			
平成 30 年 3 月	「文化芸術推進基本計画-文化芸術の多様な価値を活かして、未来をつくる-(第1			
	期)」の策定			
平成 30 年 6 月	「文化財保護法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正、			
	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「国際文化交流の祭典の実施の			
	推進に関する法律」の制定			
平成 30 年 12 月 「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に				
	る法律」の制定			
令和2年1月~	新型コロナウイルスの世界的流行			
令和2年5月	「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の策			
	定			
令和3年4月	「文化財保護法」の一部を改正			
令和3年7月	2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催			

4. 第2次基本方針の期間

第2次基本方針は、文化芸術基本法及び、国が策定した文化芸術推進基本計画と整合を図りながら推進するものです。また、第3次船橋市総合計画(計画期間:令和4年度~令和13年度)や船橋の教育2020-船橋市教育振興基本計画-(令和元年度策定、計画期間:令和2年度~令和11年度)といった本市の総合的な施策についても反映させるものとなります。

そこで、第2次基本方針は、令和5年度からの第2次文化芸術推進基本計画の内容や、本市の上位計画の進捗状況も踏まえたうえで見直しができるよう、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間を期間とします。

船橋市の計画等



第2章 船橋市の文化的な特徴

1. 船橋市の文化振興のあゆみ

船橋には、約3万年前の旧石器時代から人々が集い、営み、賑わってきた歴史があり、様々な文化を育んできました。特に江戸時代になると、江戸と上総・東金・成田を結ぶ宿場町として栄え、人々の往来が盛んになり、江戸から著名な俳人を呼び、近隣農村の人々が集まり句会を行う一方、江戸に出て、絵画などを学ぶ者も現れるなど、文化的な広がりが見られるようになりました。また、明治時代以降、鉄道の敷設により交通の利便性が向上し、県外からも多くの人が訪れるようになり文化的交流も進み、昭和初期頃までには商業の中心地・本町通り周辺に、寄席やダンスホールができ、多くの市民が身近な場所で文化に触れる機会が増えていきました。

終戦後には、生活が苦しい中でも、市民が自主的に学習できるような環境を整えるため図書館や公民館等の社会教育施設を開設しました。昭和 22 (1947) 年には男声合唱団、昭和 30 (1955) 年には、ボーイスカウトの音楽隊から発展した県内初の市民吹奏楽団が結成されるなど、市民主体の文化活動が生活の一部として動き始めました。昭和 30 年代以降は、大型レジャー施設が開業し多くの人々で賑わうとともに、交通網の発展及び住宅団地の造成があいまって、人口が飛躍的に増加し、昭和 40 年~50 年代には小中学校が多く新設されました。まちの発展、人々の生活の多様化とともに、様々な分野の団体が設立されるなど市民の文化活動が活発に展開されていきます。また、子供たちの文化活動として、教育委員会が小中学校へ楽器を貸与する事業に取り組み、多くの小中学校の器楽部や合唱部が全国的なコンクールなどで結果を残し始めます。

これらの市民主体の文化活動や学校における音楽活動は本市の芸術文化における大きな特徴となっています。なかでも平成 6 (1994) 年に開始した「音楽のまち・ふなばし 千人の音楽祭」は、音楽団体や小中学校などが参加し活動の成果を市民に披露しており、今では出演者、来場者を合わせて 4,000 人を超えるイベントとして多くの人々に親しまれています。

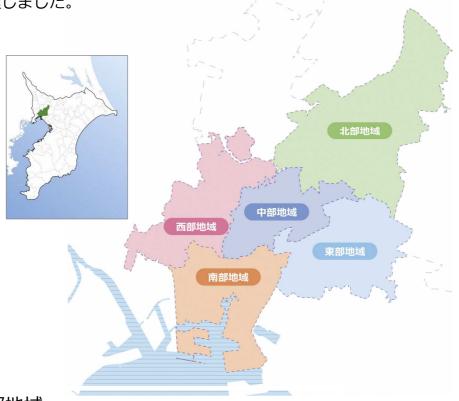
さらに、平成 11 (1999) 年には、(財) 清川記念館からの、船橋ゆかりの作家・椿貞雄の絵画を中心とした美術品の寄附受入れなどを通じ、市所蔵の美術コレクションが形成されました。

文化財についても、開発によって失われる埋蔵文化財の記録保存に努めるとともに、市内に 伝わる祭礼や神楽といった伝統行事の継承に向けた支援を行っています。取掛西貝塚(縄文時 代早期)は、平成 29 年度から 3 年にわたる発掘調査の成果をまとめた総括報告書を刊行し、 令和 3 年 10 月には市内初の国史跡に指定されました。

このように、船橋の文化は、歴史や風土、船橋に関わる多くの人々の思いや活動により脈々と育まれ、今も私たちの身近なところで芽吹き、息づいています。

2. 各地域に息づく多様な文化

船橋市の特徴を知ることができるよう船橋市を5つの地域に分け、概要や文化資源を整理しました。



南部地域

高い利便性により人と文化の交流拠点となる地域

まちの中央を流れる海老川、三番瀬、船橋大神宮など自然や歴史等を背景として、現在も賑わいと活気にあふれた船橋市の玄関口であるとともに、海と港に親しむことのできる地域です。

【文化振興の拠点】

市民文化ホール、市民文化創造館(きららホール)、 飛ノ台史跡公園博物館、市民ギャラリー、茶華道センター、中央公民館、海神公民館、浜町公民館、宮本 公民館、中央図書館、青少年会館、ふなばし三番瀬 環境学習館、勤労市民センター

【文化資源の一例】

飛ノ台貝塚、宮本台遺跡群、大仏追善供養、船橋大神宮の神楽・灯明台、ばか面おどり、八劔神社祭礼など

資料編-○ページに詳細な地域の特徴を掲載しています。



西部地域

自然・歴史・都市景観が共生する地域

日蓮宗大名刹・中山法華経寺(市川市)の隣接地域であり、内陸の木下街道周辺には多様な歴史的特性があります。

現在も比較的交通の便がよく、都心に最も近い地域でありながら、湧水や社寺林などの自然も多い地域です。

【文化振興の拠点】

葛飾公民館、西部公民館、塚田公民館、法典 公民館、丸山公民館、西図書館

【文化資源の一例】

印内台遺跡群、東中山台遺跡群、印内八坂神 社祭礼、船橋海軍無線電信所跡など

資料編-○ページに詳細な地域の特徴を掲載しています。



中部地域

地域の歴史が脈々と受け継がれる地域

国史跡に指定された取掛西貝塚の他、夏見の台地上には縄文・弥生・古墳・古代・中世の複合的な遺跡があります。

また、かつては伊勢神宮領の夏見(船橋)御厨といわれた地域が含まれています。 金杉・高根には今も歴史を感じさせる景観が残ります。

【文化振興の拠点】

新高根公民館、高根公民館、高根台公民館、夏見 公民館

【文化資源の一例】

取掛西貝塚、夏見台遺跡、高根町神明社の神楽、 節分祭(日枝神社)など

資料編-○ページに詳細な地域の特徴を掲載しています。



東部地域

まちの歴史と未来への息吹を感じられる地域

国登録有形文化財の東葉高等学校正門(旧近藤家住宅長屋門)の他、下総三山の七年祭りが行われる二宮神社など、数多くの文化財があり、郷土資料館を中心として船橋市の歴史を多く感じることができます。

また、総武線の津田沼駅は交通の利便性がよく、周辺には複数の大学があり、多くの学生が行き交う地域にもなっています。

【文化振興の拠点】

郷土資料館、東部公民館、習志野台公民館・東図 書館、飯山満公民館、三田公民館、薬円台公民館

【文化資源の一例】

下総三山の七年祭り、二宮神社社殿・神楽・イチョウ、東葉高等学校正門(旧近藤家住宅長屋門) など

資料編-○ページに詳細な地域の特徴を掲載しています。



北部地域

自然豊かな景観により船橋市の原風景がある地域

緑豊かな環境に恵まれており、畑作を中心に農業が営まれ、果樹園が点在し、古くからの民俗行事も残る地域です。

また、子ども美術館のあるふなばしアンデルセン公園は人気が高く全国 的にも有名です。

【文化振興の拠点】

海老が作公民館、小室公民館、坪井公民館、二和公民館・北図書館、北部公民館、 松が丘公民館、三咲公民館、八木が谷公民館、ふなばしアンデルセン公園・子ども美術館

【文化資源の一例】

小室台遺跡、小室の獅子舞、神保ばやし、 楠が山の辻切りなど

資料編-○ページに詳細な地域の特徴を掲載しています。



3. 文化振興の拠点

市民が文化への関心を高め親しむためには、文化に触れる場の整備が重要です。

船橋市では、市民の文化活動を支える拠点として市民文化ホール、市民文化創造館(きららホール)、市民ギャラリー、茶華道センター、郷土資料館、飛ノ台史跡公園博物館といった文化施設を整備しています。

また、公民館や図書館などの社会教育施設、ふなばしアンデルセン公園、ふなばし三番瀬環境学習館などのほか、地域のコミュニティ施設や民間施設も、市民が継続して文化活動に親しむために重要な役割を担っていく場とし、これらを総じて文化振興の拠点と捉えます。

文化芸術ホール(市民文化ホール、市民文化創造館(きららホール))

市民文化ホール、市民文化創造館(きららホール)は、市民が優れた文化芸術を享受する機会や自ら文化芸術活動を実践する場を提供し、併せて文化芸術の振興に資する事業を行うとともに、独創性のある新たな文化芸術創造活動への支援等を通して市民文化の発展に寄与することをめざしています。

また、事業の運営や企画に関する専門的な助言等を得るため船橋市文化芸術ホール芸術アドバイザー^①を迎え、それぞれの施設の空間にあった特色ある事業運営を図ります。

市民ギャラリー、茶華道センター

市民ギャラリーは、市民が日頃の文化・芸術活動の成果を発表する場を提供し、また、身近な展示施設として芸術作品に親しめる機会を創出しているほか、市の所蔵品を積極的に活用した事業を行っています。また、茶華道センターは、茶道・華道・日本舞踊などの活動場所としてご利用いただくとともに、日本の伝統文化を普及・啓発していくために各種事業を行っています。

両施設は、船橋スクエア 21 ビルの 3 階と 5 階に位置しており、一体的な管理・運営を 行っています。

博物館(郷土資料館、飛ノ台史跡公園博物館)

郷土資料館、飛ノ台史跡公園博物館は、郷土の歴史や文化に関する資料を収集し、調査・研究を進め、その成果を展示事業や講演会等を通じ発表することで、市民に生涯学習の機会を提供しています。

併せて、両館が収蔵する郷土資料を良好な状態で未来へと継承していきます。

船橋市文化芸術ホール芸術アドバイザー:文化芸術ホールの運営に関して多様な文化芸術分野から専門的な助言を行い、市民が優れた文化芸術を享受する機会及び独創性ある新たな文化芸術の創造を支援する。

市民文化ホール

市民の文化芸術活動の拠点として開館して以来、音楽、演劇、伝統芸能、舞踊など、多種多様な分野にわたる自主事業を行い、市民が優れた文化芸術を享受する機会を提供しています。

市民が文化・芸術活動を発表する場として も、大変使いやすく、多くの市民に利用され ています。

【所在地:本町 2-2-5】

〔最大定員 1,000 名、舞台面積 356 ㎡、楽屋、

リハーサル室〕

開館:昭和53(1978)年7月



市民ギャラリー

市民が創作活動の成果を気軽に発表できるとともに、身近に芸術作品に親しめるギャラリーとして、絵画・写真・彫刻・陶芸等の展示にご利用いただいています。

4 つの展示室・2 つのホールあわせて展示 面積 745 ㎡を有し、可動式パネルによりフ レキシブルなレイアウトが可能です。

【所在地:本町2-1-1船橋スクエア21ビル3階・5階】

〔市民ギャラリー 展示室4室、ホール2室/茶華道センター 茶室3室、和室3室(舞台付1室)〕

開館:平成5(1993)年4月



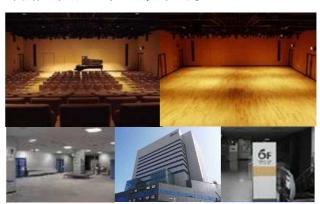
市民文化創造館(きららホール)

文化の新しい発信基地として船橋駅前の船橋フェイスビル6階に開館しました。座席は可動式で出演者と観客との距離が近いライブ空間として親しまれています。創造性が高い多彩な事業や青少年を対象としたワークショップ、若い才能の発掘や支援に加え、伝統芸能事業も行うなど、文化を創造しながら船橋市の文化・芸術を育むことを目指しています。

ホールの代名詞ともいうべき、よりみちライブは、ジャンルにとらわれない音楽などを発信しています。

【所在地:本町 1-3-1 フェイスビル 6 階】 〔最大定員 264 名、ホール面積 285 ㎡、控室〕

開館: 平成 15 (2003) 年 4 月



茶華道センター

日本古来の伝統文化に関する拠点施設として、市 民の日頃の文化活動の実践や、各種教室事業による 普及・啓発の場として親しまれています。

茶室は、全てに水屋が付いているほか、庭園を備えるなど格調高い雰囲気を醸しており、本格的な茶会にも対応可能です。また、和室には舞台もあり発表会でもご利用いただけます。



郷土資料館

船橋市を中心とした地域の歴史や文化に います。

や動画を見ることができます。

【所在地:薬円台4-25-19】

〔第1・第2展示室、第1・第2収蔵庫、学習

室、研究室〕

開館:昭和47(1972)年6月

※平成30(2018)年1月にリニューアルオー プン



飛ノ台史跡公園博物館

約 8,000 年前の縄文時代早期の遺跡として 関する資料を収集・保存し、調査・研究の成 古くから知られる飛ノ台貝塚を平成 9(1997) 果を、展示や講座等を通じて市民に公開して年に市史跡に指定し、「史跡公園」として保存す るとともに、飛ノ台貝塚や市内の縄文遺跡から 展示では、考古・歴史・民俗を中心とした出土した遺物等の展示をする「展示施設」を設 収蔵資料と、昭和になってからの市内の写真 置し、縄文専門博物館としてオープンしまし

> また、博物館開設にあたり、出土品や遺構を 広く市民に展示公開することにより、縄文時代 を知り、ふるさとの歴史や文化に対する興味や 関心を高めることを理念としています。

【所在地:海神4-27-2】

〔ギャラリーコーナー、常設展示室、ワークショッ

プ室、研究資料室〕

開館: 平成12(2000) 年11月



その他の文化振興の拠点

公民館	中央公民館、海神公民館、浜町公民館、宮本公民館、葛飾公民館、西部公民館、			
(26	塚田公民館、法典公民館、丸山公民館、新高根公民館、高根公民館、高根台公民			
館)	館、夏見公民館、東部公民館、習志野台公民館、飯山満公民館、三田公民館、薬円台公民館、海老が作公民館、小室公民館、坪井公民館、二和公民館、北部公民			
館、松が丘公民館、三咲公民館、八木が谷公民館				
図書館 (4館)	西図書館、中央図書館、東図書館、北図書館			
その他	ふなばしアンデルセン公園・子ども美術館、ふなばし三番瀬環境学習館、勤労			
	市民センター等			

4. 船橋市の文化振興の現状と課題

第 1 次基本方針に沿った施策の展開や社会背景の変化を捉えるとともに、文化・芸術に対する市民ニーズをアンケートから把握し、本市の文化振興に関する強みや今後の課題を整理しました。

(1) 強みと弱み

強み

- ① 船橋市は県内第2位となる64万人(令和3年10月現在)を越える人口を 有しており、生活の中で活発な市民活動が行われています。
- ② 市内の各地域に、公民館・図書館といった文化振興の拠点となる施設があり、 身近な場所で市民主体の多様な文化活動が行われています。
- ③ 市内には、歴史ある市民音楽団体が数多くあり、「音楽のまち・ふなばし」を体現すべく、音楽文化を支える活動を続けています。また、小中学校の器楽部や 合唱部は全国的なコンクールなどでも活躍しており、学校での音楽活動も盛ん です。
- ④ 市民の活発な文化活動を背景に、かねてより市民・文化団体と行政が連携し、 各種文化事業に取り組んでいる実績があります。
- ⑤ 市内には、鉄道・バスといった公共交通網が発達しています。特に、船橋駅は都心とのアクセスも良好で、駅周辺には市民文化ホールや市民文化創造館(きららホール)、市民ギャラリー、茶華道センターといった文化施設が集積し、様々な文化事業を展開しています。

弱み

- ① 文化団体の会員、地域の伝統行事・祭事の参加者、文化財の継承者など、文化 の担い手の高齢化・減少が進んでいます。
- ② 文化施設、イベント・事業、文化財などについて、魅力を伝えきれておらず、 地域の文化資源として認識されていないものがあります。
- ③ 文化施設の多くが船橋駅周辺に立地しているため、イベント・事業の実施会場が南部地域に偏りがちになる傾向があります。
- ④ 市内外を問わず、本市に対して文化的なイメージを持っている人は決して多いとは言えないのが現状です。

(2) アンケート概要

本市を取りまく課題を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。

【アンケート調査概要】

記号	調査名及び実施時期	対象	回答者数
市民	文化活動に関するアンケート調査 (以下、「市民アンケート調査」という。) 令和3(2021)年 6月15日(火)~7月10日(土)	20 歳以上の市民から無作為抽出した 2,000 人	571人
中高生	文化活動に関する中高生アンケート調査 (以下、「中高生アンケート調査」という。) 令和3(2021)年 6月21日(月)~7月9日(金)	市内「東西南北中」の5 区分に属する地域に所在 する中学校各1校及び市 立船橋高校	828人
周辺市・東京	文化活動に関する WEB アンケート調査(以下、「周辺市・東京イメージ調査」という。) 令和3(2021)年 8月6日(金)~8月10日(火)	船橋市周辺 11 市 ² と東京 23 区在住 20 歳以上の男女	224人
文化団体	文化活動に関する文化・社会教育団体アンケート調査(以下、「文化団体アンケート調査」という。) 令和3(2021)年 6月15日(火)~7月14日(水)	令和3(2021)年度船橋 市社会教育関係団体名簿 (公民館利用団体)のう ち「芸術・趣味団体」、及 び「研究・教養団体」の 一部	488 団体
市政モニター	令和3年度【第1回】市政モニターアンケート「船橋の文化」について (以下、「市政モニター調査」という。) 令和3(2021)年 6月25日(金)~7月9日(金)	市政モニター ³ 300 人	285 人

なお、詳細な課題分析は資料編に掲載しています。

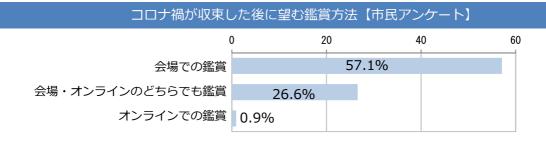
② 船橋市周辺 11 市 (千葉市、野田市、流山市、我孫子市、松戸市、柏市、鎌ケ谷市、市川市、浦安市、習志野市、八千代市)

③ 市政モニター:広く市民の皆様の意識を把握するため、モニターの方々にアンケート調査などを行い、今後の市政運営の基礎資料として活用する制度。地域・年代・性別などを考慮して選出し、任期1年で行われています。

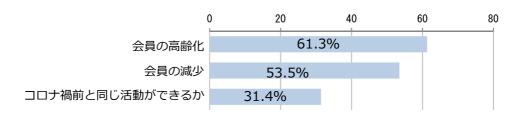
(3)課題

1 世代を問わずアフターコロナ、ウィズコロナの文化施策が求められています

- 市民アンケートでは、新型コロナウイルスの影響により、鑑賞・観覧の頻度はコロナ 禍以前と比べて「減った」との回答が約7割となっています。また、文化団体アンケートでは、約半数が「コロナ禍のため活動を休止している」もしくは「活動頻度が減少している」と回答しています。
- 市政モニターアンケートでは、コロナ収束後の社会生活における文化・芸術が果たす役割は、「これまで以上に重要となると思う」との回答が約8割となりました。また、鑑賞形態として、「会場での鑑賞」を希望する回答が圧倒的に選ばれています。コロナ禍で鑑賞を控えていた方々に安心して会場に足を運んでもらえるよう施策を実施していく必要があります。
- 一方で、今後もオンラインでの鑑賞についても引き続き希望されています。中高生アンケートでは、今後力を入れていく取組として「オンラインによるイベントやワークショップ等の充実」が上位になっています。コロナ禍で急速に普及したオンラインの取組を継続して行っていくことが求められます。
- 今後活動するにあたって感じている問題点や課題として、会員の高齢化・減少の次に、 「コロナ禍前と同じ活動ができるか」が挙げられています。
- 文化団体意見交換会では、「例年通りの事業実施はできなかったものの、実施方法を変更したことで若者の参加が増えた」「オンラインで海外の文化団体と交流を企画している」との声が聞かれました。文化団体においても、コロナ禍を契機に従来の事業形態の見直しが行われ、新たな層との交流が生まれています。



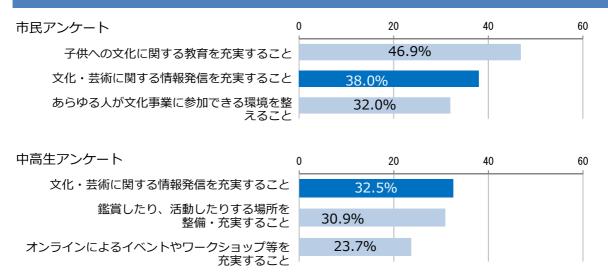




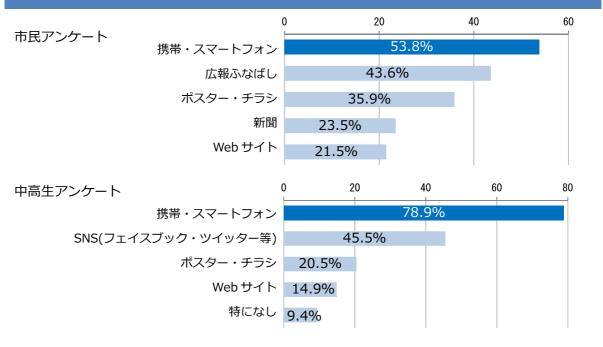
2 市民の鑑賞・活動につなげる情報発信が求められています

- 市民アンケートでは、活動をしていない理由、あるいは活動をしている中での課題として「情報が少ないこと」が上位になっています。
- 今後力を入れていくべき取組として、市民アンケートと中高生アンケートで「情報発信を充実すること」がそれぞれ38%、32.5%となっており、鑑賞や活動につなげるための情報の整理・発信が必要です。
- 情報を入手する媒体として、「携帯・スマートフォン」を挙げる方が半数を超え、中 高生アンケートにおいては 45.5%が「SNS」で情報を取得しています。情報の発信 方法も多様化しており、より効率的な情報発信が課題といえます。

今後力を入れていくべき取組(上位3位)【市民アンケート、中高生アンケート(複数回答)】



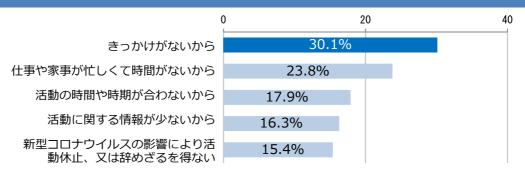
鑑賞する際に情報を入手する媒体(上位5位)【市民アンケート、中高生アンケート(複数回答)】



3 市民が文化に触れるきっかけづくりが求められています

- 活動をしていない、あるいは活動をしている中での課題として、「きっかけがないから」との回答が30%を超え最も多く、これは平成27年度のアンケート結果と同様であり、文化に触れるきっかけをつくることが課題といえます。
- 市政モニターアンケートの自由意見では、「大人が船橋の文化に触れる機会がない」 「生活の中で文化に自然に触れられる機会が多いとよい」との意見がありました。

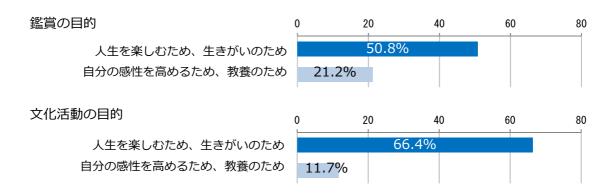




4 人々が文化・芸術に親しむだけでなく、地域や社会とつながるための施策が求められています

- 市民アンケートでは、鑑賞や文化活動を行う目的として、「人生を楽しむため、生きがいのため」が最も多くあげられています。日常生活に楽しさや生きがいを与え、豊かな心を育むという、文化の本質的な価値を捉える必要があります。
- 文化の振興に期待する効果として、子供の成長に次いで、人々の生きがいづくりや地域の交流や社会参加が盛んになることへの期待が高くなっています。
- 平成27年度に実施した文化団体との意見交換会では、学校教育や船橋市の各地域での取組と連携していくことで、より地域に根差した活動として活性化させたいという意見がありました。しかし令和3年度の意見交換会では、「コロナ禍でなかなか思うように学校訪問が出来なかった」、「地域との連携が希薄になった」との意見が聞かれました。

鑑賞や文化活動を行う目的(上位2位)【市民アンケート(複数回答)】





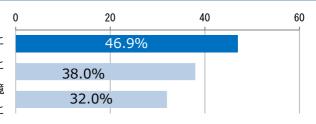


5 将来を担う子供たちが心豊かに成長するための取組が求められています

- 市民アンケートでは、文化振興により社会や地域にもたらされる効果として、約6割の人が「子供が心豊かに成長すること」への期待と答えており、平成27年度アンケート時から変わらず最も高くなっています。
- 今後、力を入れていくべき取組としても、「子供への文化・芸術に関する教育を充実すること」が多く挙げられていることから、特に子供たちが文化に親しむ機会を充実させる必要があります。

今後力を入れていくべき取組(上位3位)【市民アンケート(複数回答)】

子供への文化に関する教育を充実すること 文化・芸術に関する情報発信を充実すること あらゆる人が文化事業に参加できる環境 を整えること

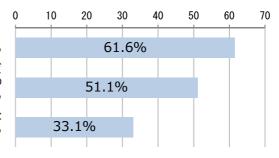


子供たちが文化に親しむ機会として重要な事項(上位3位)【市民アンケート(複数回答)】

学校における公演などの鑑賞体験を充実させる

ホール・劇場や美術館・博物館など 地域の文化施設における子供向けの 鑑賞機会や学習機会を充実させる

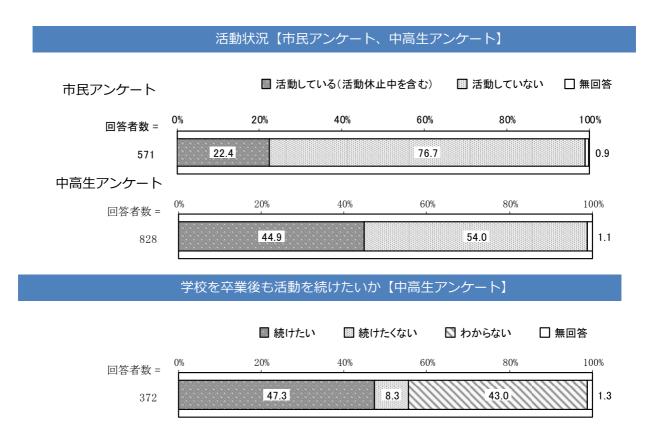
地域の祭りなど、地域に密着した伝統的な 文化体験の機会をより多く提供する



6 生涯にわたり地域で文化活動に参加できる取組が必要となります

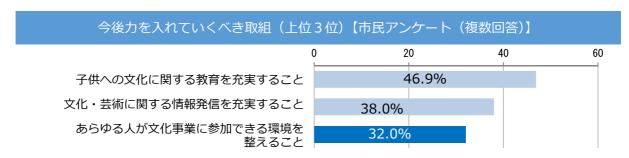
- 市民アンケートでは、文化活動をしている人の割合は約 2 割となっています。平成 27 年度に比べ増えてはいますが、まだまだ低い状況と言えます。
- 文化団体アンケートの自由意見では、「学校教育との連携により、生涯にわたって切れ目のない文化振興に努め、将来の団体の会員確保や集客促進につなげるよう取り組んでいる」との声がありました。

中高生アンケートでは、4割を超える生徒が文化活動をしており、その半数が現在の活動を卒業後も続けたいと回答しています。子供たちが成長したあとも、地域で活動を続けることができる環境づくりが求められています。



7 あらゆる人が文化事業に参加できる環境を整える取組が求められています

- 文化・芸術は年齢・国籍・障害の有無等に関わらず、様々な社会環境にある人がとも に楽しみ交流を図ることができるという特性を持っています。
- 市民アンケートでも、今後力を入れていくべき取組として「年齢、性別、国籍、経済 状況、障害の有無等を問わず、あらゆる人が文化事業に参加できる環境を整えること」 が上位に挙げられています。文化・芸術は、人間の相互理解を深め、共生社会の実現 に必要なものと認識されていると考えられます。



8 人と文化資源をつなぎ地域への愛着・親しみをもてる取組が必要となります

- 文化に対する取組が盛んなまちの実現には、「歴史的遺産の保存」、「伝統芸能や祭事 の興隆」や「市民参加型イベントの実施」が必要と考えられます。また、文化・芸術 の振興が社会や地域にもたらす効果として「地域に対する愛着の醸成」への期待や、 今後、力を入れるべき取組に「歴史文化・伝統文化の保存・継承」と多くの方が回答 しています。
- 船橋市の各地域には、自然や歴史等を反映した文化や遺跡などの文化資源が多く残さ れています。その中には、令和3年10月に国史跡に指定された取掛西貝塚のように、 全国的に貴重な文化資源もあります。
- 市政モニターアンケートの自由意見では、「船橋市の文化についてよく知らない」と いう意見が多く、市民が船橋市の地域の文化をより身近に感じ、地域への愛着や親し みにつなげる取組が求められています。
- 市民アンケートでは、行ったことがある施設としては、公民館などの地域の拠点施設 が約7割と最も多く、市民文化ホールや子ども美術館(アンデルセン公園)が続きま した。一方、飛ノ台史跡公園博物館や茶華道センターなどは、訪れたことがある人は 少ない状況です。地域にある文化資源を有機的に結びつけ活用することが必要です。

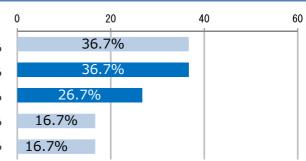
文化が盛んなまちだと思う理由(上位5位)【市政モニター、周辺市・東京アンケート(複数回答)】

市政モニターアンケート

文化施設が整備されているから 歴史的遺産が保存されているから

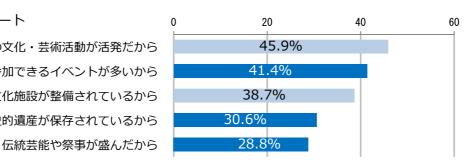
市民が参加できるイベントが多いから

音楽・美術などの文化・芸術活動が活発だから 文化・芸術活動を行っている人が多いから



周辺市・東京アンケート

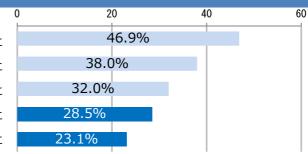
音楽・美術などの文化・芸術活動が活発だから 市民が参加できるイベントが多いから 文化施設が整備されているから 歴史的遺産が保存されているから



今後力を入れていくべき取組(上位5位)【市民アンケート(複数回答)】

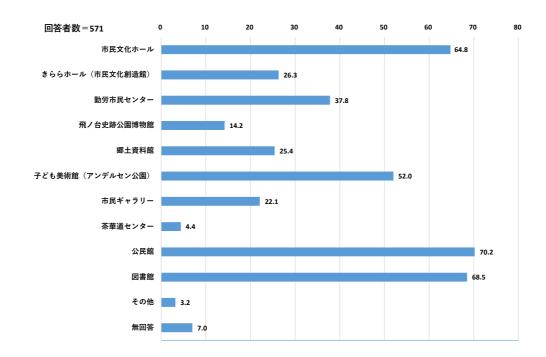
子どもへの文化・芸術に関する教育を充実すること 文化・芸術に関する情報発信を充実すること あらゆる人が文化事業に参加できる環境を整えること

文化施設を整備・充実すること 歴史文化や伝統文化を保存、継承すること

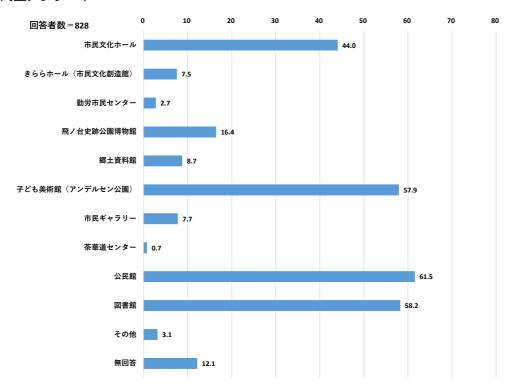


行ったことのある市内の文化施設【市民アンケート、中高生アンケート(複数回答)】

市民アンケート



中高生アンケート



5. 基本的な考え方

船橋市の文化的な特徴を踏まえた施策を展開するために、文化振興に必要な基本的な考え方を6つに整理しました。

これをもとに基本方針を掲げます。

基本的な考え方

概要

1. 効果的な情報の発信

文化に関する行事やイベント、講座、施設、人材などの様々な情報を収集するとともに、広報紙やホームページのほか SNSを有効活用し、様々な媒体により市民に発信します。

2. 文化活動を行うための機 会の充実 市民が文化に触れたり、文化活動に参加するきっかけづくりを進め、身近な場所で気軽に文化を体感し楽しめるようにします。

3. あらゆる人が文化活動に参加できる環境の整備

年齢・性別・障害の有無・国籍等に関わらず、ともに楽しみ 交流を図ることができるという文化・芸術の特性を活かし、あ らゆる人が文化活動に参加できる環境を整えます。

4. 将来を担う子供たちへの取組の充実

将来を担う子供たちが、"ふるさと船橋"を感じながら、「創造力」と「想像力」を育み、心豊かに成長できるよう、文化に触れる機会を充実させます。

5. 地域の文化資源の保存・ 活用 地域で育まれた伝統文化・食や娯楽を含めた生活文化のほか、市民主体の芸術文化に関する取組みなど、多くの文化資源を守りながら活用し、未来につなげます。

6. 地域に根差した文化振興

市民が「ふるさと船橋」に親しみを感じることができるよう、 地域の文化資源を結び付け、文化施策の効果を市域全体に広げ ていくことで、地域交流や社会参加を促し、船橋らしい特色あ る文化振興を図ります。

第3章 基本方針

1. めざすべき姿

市民が文化・芸術に触れ、ふるさと船橋に親しみを感じる状態

(1)上位計画との関連性

令和 4 (2022) 年策定の第 3 次船橋市総合計画基本構想では、まちの主役を「市民」と捉え、「まち」は、市民一人ひとりがそれぞれの個性と能力を発揮し、暮らし、学び、働き、憩うといった生活の場、並びに仕事や買い物などで市外から訪れる人も含めた交流の場としています。これらの船橋に集う人々が、まちの歴史や文化に触れ「ふるさと船橋」への思いを大切にしながら、自分らしく生き生きと輝くようなまちづくりを目指すこととしています。また、令和 2 (2020) 年に策定された船橋市教育振興基本計画では、「ふるさと船橋を愛する心豊かでたくましい人づくり」のため、生涯学び活躍できる環境を整え生涯学習社会を実現すること、及び、自立して主体的に社会に関わることがで

(2) 第1次基本方針からの継続性

きる子供を育成することが掲げられています。

第1次基本方針では、めざすべき姿を「市民が『ふるさと船橋』に愛着を抱いている状態」とし、その達成度を測る総合指標として「船橋市を『文化が盛んなまち』だと思う市民の割合」を掲げ、施策を展開してきました。この間、ホール・博物館などの文化施設が連携し、文化・芸術の専門家等で構成する「船橋市文化振興推進協議会」から助言・提案を受けながら事業に取り組み、船橋の文化の魅力向上・情報発信を行った結果、総合指標は28.8%から40.3%となり、徐々に成果が表れているところです。しかし、自ら文化活動に参加している市民の割合はまだ低く、さらに新型コロナウイルスの影響により、直近の文化・芸術鑑賞の機会も減少している状況で、市民が主体的に文化活動に参加できる環境を整えることが求められています。

また、船橋の各地域の文化を振興することは、人々が生き生きとした生活を送るだけでなく、市民同士がつながることで文化の裾野が広がるとともに新たな文化を創出し、地域の活性化やまちのイメージ向上にも貢献すると考えられます。

そこで、あらゆる人々が文化・芸術活動を通じ心豊かに暮らすとともに、船橋のまちに 思いを寄せながら自分らしく輝けるよう、第1次基本方針を継承・発展し、教育、環境、 福祉、観光・産業、スポーツ、まちづくり等幅広い分野とのつながりを意識しながら、必 要な施策に取り組みます。

2. 基本目標

基本目標
気づきI対まる

■ 文化・芸術に関する情報を広く把握する。

- 情報発信により、船橋の文化への関心を高める。
- 身近な場所で文化に気軽に触れる機会を増やす。

▼ 施 策 ▼

施策① 文化・芸術に関する情報を効果的に届ける仕組みの構築

施策② 気軽に多様な文化に触れることができる機会の提供

基本目標学び楽しむ



- 誰もが文化に親しめるような機会や場を充実させる。
- 地域における文化活動を支援する。
- 魅力ある文化事業を推進する。

▼ 施 策 ▼

施策① あらゆる人々が文化・芸術活動に参加できる環境の整備

施策② 文化・芸術の本質を尊重しつつ、時代の要請に対応した事業の展開

基本目標 育み つながる

- 船橋の歴史、自然や文化を学ぶ機会を充実させる。
- 「ふるさと船橋」を大切にする気持ちを育む。
- 文化の担い手を育て、持続的に地域の魅力を高める。

▼ 施 策 ▼

施策① 子供が文化・芸術に親しみ、心豊かに成長するための取組の充実

施策② 文化事業への参加を通じて、市民が地域や社会とのつながりを持てる仕組みの構築

基本目標活かし伝える



- 市民自らが文化の発信者となるように支援する。
- 船橋の文化を市民の宝として市内外に伝えていく。
- 船橋の文化資源を保護し、未来につないでいく。

▼ 施 策 ▼

施策① 各地域の文化資源を活用する取組の充実

施策② 地域の有形・無形の文化財を大切に守り、次世代へ継承する仕組みの構築

3. 施策の展開

基本目標



I 気づき始まる

市民が身近な文化に気づき、気軽に触れることができる機会を増やすとともに、市 民に届きやすい情報発信を行います。市民の文化への関心を高めることにより、市民 が文化活動を始めることができるよう取り組みます。

施策① 文化・芸術に関する情報を効果的に届ける仕組みの構築

市内の文化に関する情報の集約に努め、情報発信を強化します

文化団体や若手アーティスト、まちなかで行われるイベントなど、船橋の文化に関する"ヒト・モノ・コト"の情報を、民間施設や教育機関などとも連携しながら、幅広く集約します。 また、集約した情報を、市内だけでなく市外にも広く発信するよう努めます。

ターゲットに合わせた"届く情報発信"により、各種事業への参加を促します

市内の各施設で行われる公演・展示等のイベント情報や身近にある文化財などを集約した、WEB版文化情報紙「BUNBUN Funabashi.」の発行を継続するほか、Facebook、Twitter など各施設で発信している情報を積極的にフォローしあうなど、SNS の特性にあわせた情報発信に努めます。

また、日頃から文化・芸術活動に参加している方はもとより、若者・子育て世代、在留外国人、 障害者などターゲットに適した情報発信のあり方を研究し、情報を届けることでイベントへの 参加を促します。

NO PHOTO

<イメージ写真>

施策② 気軽に多様な文化に触れることができる機会の提供

各施設の特性に合った文化事業を展開します

市民文化ホール、市民文化創造館、市民ギャラリーなど、各施設の特性に合った多彩な事業に取組み、市民が気軽に文化・芸術を鑑賞できる機会を提供します。

また、茶華道センターでは日本の伝統文化に触れられるよう教室事業を実施するほか、各施設で ワークショップなど体験型事業に取り組み、市民が文化活動に参加できるよう努めます。

身近な場所で文化・芸術に触れる機会を創出します

市内の文化団体や学校・公民館など教育機関との協力・連携により、芸術鑑賞・文化体験につながる事業の実施を積極的に働きかけます。

特に、施設で行われる各種事業の中に、アウトリーチ活動を取り入れることで、身近な場所で気軽に文化・芸術に触れる場を創出します。



写真:ダンスクラブで行う文化活動普及事業の風景(高郷小学校)(平成28年度)

子供から大人まで生涯にわたって文化に親しみ、創造することを楽しめるよう支援 を行います。

また、各地域における市民の文化活動を推進することにより、船橋のイメージの向上やまちの賑わい創出につながるように取り組みます。

施策① あらゆる人々が文化・芸術活動に参加できる環境の整備

施設や事業におけるハード・ソフトのバリアフリー化を進めます

年齢・性別・国籍・障害の有無などを問わず楽しむことができるといった文化・芸術の特性を活かせるよう、大規模改修などにあわせて施設・設備のバリアフリー化を進めるとともに、公演・展示・講座などにおいて、あらゆる人が参加できるような事業を展開します。

また、高齢者・障害者・外国人など、あらゆる人が利用しやすい施設環境の実現や文化事業への 参加促進を目指し、利用者のほか関係団体等への呼びかけや意見聴取を進めます。

いつでもどこでも文化・芸術を楽しめるような取組を進めます

音楽・美術・舞踊・茶華道など様々なジャンルの市民の文化・芸術活動が盛んであることを活かし、船橋らしい市民主体の文化事業に取り組みます。

また、公民館等、地域の施設とも連携して事業に取り組むことで施策を市域全体に広げることや、 インターネット配信などデジタル技術を活用し、いつでもどこでも文化・芸術に触れることがで きるようにします。

NO PHOTO

<イメージ写真>

施策② 文化・芸術の本質を尊重しつつ、時代の要請に対応した事業の展開

コロナ収束後を見据えた事業を展開します

新型コロナウイルスの流行によって失われた市民の鑑賞・活動機会を、コロナ禍前の水準に戻せるように、子供から大人まで楽しみながら安心して参加できる事業を展開していきます。

また、急速に普及しているインターネット配信やデジタル技術を活用した取組についても、目的 や用途に応じて積極的に取り入れ、時代のニーズに応じた柔軟な事業展開を目指します。

他分野との連携を目指した事業に取り組みます

豊かな人間性を養い、創造力や感性を育むという文化・芸術の本質的価値を尊重しつつ、芸術文化・伝統文化・生活文化といった文化のジャンルを超え、まちづくり・観光といった分野との連携を目指し、文化事業に取り組みます。

また、地域に伝わる郷土芸能、伝統行事など船橋ならではの文化資源についても、その性質・要素を尊重したうえで、他分野との連携を模索するなど、時代の要請に応えた事業のあり方を検討していきます。



写真:市民演劇2021 朗読劇"「アンデルセン・生涯と作品」~みにくいアヒルの子~"(令和3年度)

基本目標 皿 育みつながる

子供たちが船橋の歴史、自然や文化を学ぶ機会を充実させることにより、「ふるさと船橋」を誇りに思い、大切にする気持ちを育みます。

また、子供たちを中心とした文化に関わる将来の担い手を育てることにより、持続的に地域の魅力を高め、まちの活力を生み出していきます。

施策① 子供が文化・芸術に親しみ、心豊かに成長するための取組の充実

学校での文化に関する教育を支援します

移動博物館・出張授業などの実施、教材としての所蔵資料や文化財の活用により、子供たちが文化・芸術や地域の文化財への興味を持てるように取り組みます。

また、子供たちは文化のみならず地域の担い手として重要な存在であることから、地域住民とも 連携・協力しながら、子供が心豊かに成長できるよう文化に関する教育を支援します。

文化事業を通じて子供たちが主役となる場を提供します

平成5年に始まった「音楽のまち・ふなばし 千人の音楽祭」は、小・中学生時代にイベントに参加した子供たちが、成長し大人になり、イベント運営や指導者としてまた事業に関わるなどの成果を生んできました。また、アーティストや専門家を学校に派遣する文化活動普及事業では、普段の授業では見えにくい児童・生徒の個性があらわれることもあります。

これら子供たちが主役となる文化事業を、時代にあわせつつ継続的に取り組むことで、船橋の文化を将来の世代へつないでいけるよう努めます。



写真:飛ノ台史跡公園博物館と高根台中学校との連携授業の様子(令和3年度)

施策② 文化事業への参加を通じて、市民が地域や社会とのつながりを 持てる仕組みの構築

文化事業を通じた社会的交流を促進します

文化事業の実施に際し、多くの市民が、公演への出演・展覧会への出品、イベントの企画・運営 ボランティアなど様々な形で関わっています。また、市内在住・出身のアーティストも文化施設 等を利用した表現活動に積極的に取り組んでいます。

プロ・アマ問わず、また、ジャンル・分野の垣根を越えて、活動したい人に活躍できる機会を提供することで、市民同士がつながり、文化・芸術を通じた社会参加を促進し、多種多様な人材が 交流できるよう取り組みます。

子供から大人まで幅広い文化の担い手育成に努めます

市民が学芸員とともに調査・研究活動を行ったり、ワークショップに参加した成果を、展示や公 演などで発表することで、市民が文化の受け手としてだけでなく、発信者となれるように取り組 みます。

また、文化団体や公民館など地域の拠点施設と連携し、子供たちが学校卒業後も文化・芸術活動 を継続できる仕組みを作り、文化の担い手を確保するとともに、子供から大人まで主体的に文化 に関わり、生涯にわたり地域とのつながりを持てるよう努めます。



写真:音楽のまち・ふなばし 千人の音楽祭 (平成 28 年度)

基本目標 び 活かし伝える

船橋の文化が市民に愛され、市民の生活の彩りとなっていくために、市から情報を 発信するだけでなく、市民自らが発信者となり船橋の文化を市民の宝として共有し、 市内外に伝えていく取組を推進します。

施策① 各地域の文化資源を活用する取組の充実

各地域に残る文化財の調査・研究とその活用を進めます

地域固有の歴史を体現する遺跡、有形・無形文化財、郷土芸能・祭事などの調査・研究を積極的に行い、その成果を刊行物の発行のほか、展示や講演会などを通じて、市民に還元するとともに、文化財を将来にわたり引き継ぐ機運を高めます。

誰もが地域の文化資源に触れられるような取組を推進します

博物館だけでなく、文化芸術ホールや公民館などでも、地域で継承されている郷土芸能や民俗芸能などを紹介する事業に取り組み、市民が地域の文化資源に触れる機会を創出します。

また、市が所蔵する文化財や美術品をデジタルアーカイブ化し、公開するとともに、時代ととも に新しい文化資源が創造されることを踏まえ、情報を常に更新することで、市民が自ら地域の文 化資源を活用できるように取り組みます。



写真: ちょっとよりみちライブ特別公演 第9回船橋のたからもの船橋の郷土芸能"湊町ばか面踊り"(令和3年度)

施策② 地域の有形・無形の文化財を大切に守り、次世代へ継承する 仕組みの構築

地域の文化財を保護し、消失を防ぐ取組を推進します

地域の文化的財産である有形・無形文化財などが損壊・消失破損・損失されることのないよう保護を進めます。

また、文化財は、素材や環境に応じた保存・継承の措置をとる必要があるため、専門家の知見を参考にしながら適切に保存していきます。

地域の文化資源を市民の財産として継承できる環境を整えます

有形・無形の文化財のほか、祭事・文化事業やそれらに関わる人を含めた地域の文化資源の価値 や魅力を広く伝えることで、市民共有の財産として誰もが大切に守り、主体的に次世代へ継承し ていく機運を醸成します。

あわせて、文化財の継承が途切れないよう、地域住民と協力して記録し、デジタルアーカイブ化 することで、後世に伝えるよう取り組みます。



写真:高根町神明社の神楽(天の岩戸舞)

4. 基本目標に沿った施策の展開とその効果

(1) 施策の展開

4つの基本目標に沿った施策を推進します。

また、文化振興施策を教育、環境、福祉、観光・産業、スポーツ、まちづくり等幅広い分野 とのつながりを意識しながら展開します。

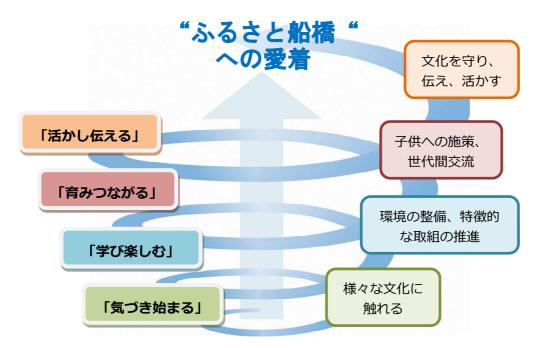


図-5【めざすべき姿の実現に向けた基本目標の推進イメージ】

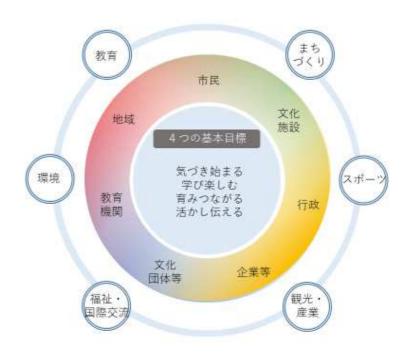


図-6【文化によりつながる人や分野の輪】

(2) 期待される波及効果(他の分野とのつながり)

文化施策を展開することで、他の分野とのつながりを生み出し、相乗的な効果を得ることが期待されます。

教育

学校での文化・芸術鑑賞やアウトリーチ活動などを通じて、これまでに触れることがなかった人やモノ、情報、知識と触れ合うことにより、コミュニケーション力、創造力、表現力などを育むことができます。

環境

地域の文化資源は、自然や歴史を背景に育まれてきました。船橋には三番瀬や 海老川沿いの桜並木、里山風景といった人々に愛される景観、貝塚、古墳といっ た遺跡などの文化資源が多くあります。

これらの景観・遺跡などの保護・活用を通じ、その周辺の環境を含めて整える ことにより、各地域の歴史や文化を伝えることができます。

福祉・ 国際交流 地域で育まれてきた文化は、人々が触れることで懐かしく感じたり、楽しさが 思い出されたりと心の安定や活力を生み出し、生活満足度の向上と健康寿命の延 伸が期待されます。

また、文化は、年齢、性別、障害の有無や国籍等を問わず親しむことができ、関わる人すべてが共有できるため、文化活動を通じて相互理解などを図ることは、 共生社会の実現につながります。

観光・ 産業 ふなばし音楽フェスティバルは、音楽を通じて市内商店会、飲食店、学校、ボランティアなどと連携を図っています。こうしたつながりは地域の賑わいを創出し、魅力の向上へと発展していきます。

文化に関わる人や活動を、地域の資源として活用することは、観光や産業へ相乗的な効果を生み出し、地域のブランド化や雇用の創出につながります。

スポーツ

スポーツは、人生を豊かに充実したものにする、世界共通の人類の文化であり、 スポーツを文化、教育と融合させることがオリンピズムにも記されています。

また、スポーツイベントの開催により人々の交流が生まれるとともに、他者への共感や相互理解にもつながるなど文化的な側面を有するものと考えられます。

まち づくり 文化活動を通じた交流が、顔の見える関係を作り、防災や防犯など地域の課題に向き合い改善されることが期待されます。

また、文化活動を通じた地域の賑わいやイメージの向上は、市域を超えた交流やまちの発展につながります。

第4章

文化振興の推進に向けて

1. 進行管理 (PDCA サイクル)

基本方針における、船橋市の文化振興施策の進行管理を行い、継続的かつ発展的な推進ができるよう取り組んでいきます。

(1) 進行管理

市は、本基本方針に掲げる施策を着実に推進し、その実効性を高めるため、庁内関係各課と連携しながら、これまでの取組を継承・発展していきます。

また、市だけでなく、市民、文化団体等、NPOを含む民間団体、企業など文化の担い手が、 それぞれの役割を認識しながら、協働して効果的に文化振興を推進していきます。

そこで、第 1 次基本方針と同じく下記の総合指標を設定し、5年間の基本方針の推進による施策の効果を総合的に検証・評価し、見直しを図ります。

なお、市の文化振興施策に基づく各事業は、PDCA サイクルにより年度ごとに評価を行います。

〇基本方針全体の成果を図るため総合指標



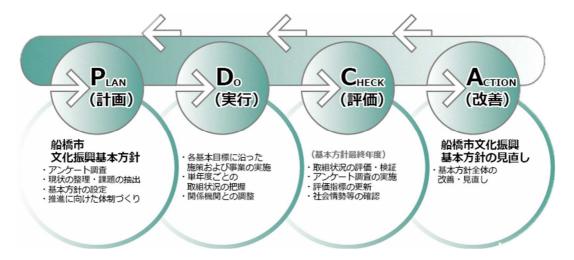
船橋市を「文化が盛んなまち」だと思う市民の割合

令和 3 年度 40.3% → 令和 8 年度 60.0%

- ※第1次文化振興基本方針策定時 平成 27 年度 28.8%
- ※「文化が盛んなまち」は「市民の文化活動や市の文化事業に対する取組が盛んなまち」を意味します

<進捗管理イメージ>

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度
PDCA サイクルに				・基本方針全体の見直し
よる事業の評価				・総合指標の更新



(2) 推進体制

文化振興は行政のみでは推進することができないため、市民をはじめとする文化の担い手の 連携・協力は不可欠です。

そこで、市は平成 29 年 10 月に文化振興の体制づくりとして、船橋の文化の特徴や課題を共有し、文化の担い手が一体となって施策に取り組むことができるよう「船橋市文化振興推進協議会」(以下「協議会」という。)を設立しました。

協議会では、本市が行う文化関連事業に対する助言・提案を行うほか、文化振興施策が基本方針に沿い効果的に推進されているか、総合的な評価を行っていきます。

また、基本方針に沿った具体的な取組を行う専門部会を設置し、市とともに企画・立案・実施していきます。

「船橋市文化振興推進協議会」

- ・学識経験者、専門家、市民・文化団体、企業・NPOを含む民間団体、行政等による委員で 構成します。
- ・船橋市の行う事業について、年度ごとに取りまとめた実績の報告を受け、その成果や効果に ついて専門的見地等から評価します。
- ・基本方針に沿った具体的な取組について専門部会を設置し、市とともに企画・立案・実施します。

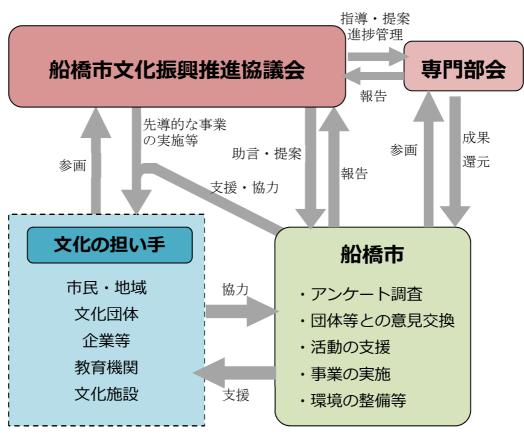


図-7【船橋市文化振興推進協議会に関わる体制図】

2. 文化の担い手

(1) 文化の担い手

文化振興は、行政だけでできるものではありません。 また、文化の担い手は、特定の人に限られるものではありません。 そのため、文化の担い手がそれぞれの役割を認識し、連携・協力することが必要です。

(2) 担い手の役割

市民

- 船橋の文化を身近に感じ、鑑賞者、表現者、あるいは支援者として、様々な関わりを通じて文化振興の中核を担うことが期待されます。
- 知識や経験を活かすため、文化に親しみ積極的に活動することが期待されます。
- 人と人との交流は相互理解を深めることから、文化活動を通じてつながりを広めていくことが期待されます。

子供

- 自らの創造力や感受性を高めるために学ぶことが期待されます。
- 自らが住む地域や歴史に関心を持ち、地域の祭礼・行事等に積極的に参加することが 期待されます。
- 国内外の文化の相互交流が進んでいることから、船橋市だけでなく、広く日本の魅力を感じ、伝えることができるよう、様々な人との交流を図ることが期待されます。

地域

- 様々な取組と関わりにより、地域に住む人どうしの理解を深めることが期待されます。 また、継続した取組により、人と人とのつながりによりできる輪を広げ、地域の力を高めることが期待されます。
- 人と人のつながりにより生まれる文化を一部の地域だけでなく幅広い取組を通して活用・ 継承していくことが期待されます。
- 町会・自治会等の地縁組織、NPO等の市民団体や企業、これらの核となる市民が相互に連携し、総合力をもって主体的に地域の課題を発見し、改善に取り組むことが期待されます。
- 市内には、公共施設の他にも民間企業や学校法人が運営している施設が存在します。こう した民間施設は、自主的な運営を行っていますが、公共施設と同様に市民の文化活動の発 展に大きな役割を果たしていることから連携や協力をすることが必要となります。

行政

- 文化に関わる環境の整備を行うことで地域コミュニティの形成を支援し、市民が生き生きと生活できるよう取り組みます。
- 文化の波及効果を認識し、教育、環境、福祉、観光・産業、スポーツ、まちづくり等幅広い分野と多角的につながることができるよう、庁内各課が連携しながら事業を行います。
- 特に子供たちに対しての取組を重要視して、様々な文化活動において、体験を通じ、感動 する心や創造力などを養えるよう、質の高い事業の実施に努めます。
- 人々が、他者とつながり、豊かな文化活動を実践することで、世代間交流やまちの賑わい 創出など持続可能な地域づくりに寄与できるよう支援します。

教育機関等

- 生涯にわたり学ぶ環境を整備するため、社会教育と連携し、「ふるさと船橋」への思いを育みます。
- 学校教育や社会教育において子供の感性や可能性を広げます。
- 市民の文化活動の拠点として地域コミュニティを支える施設を目指し、市民が集い共に活動することができるよう事業に取り組みます。
- 市民の主体的な活動が豊かになるよう支援を行うとともに、必要な情報を提供するなど市民の文化活動の環境の整備を行います。
- 公民館では、生涯学習の一環として文化芸術に関わる各種事業を行います。また、図書館では、市民の文芸活動に関わる各種事業を行います。
- 文化芸術ホール及び博物館では、それぞれの分野に必要な知識や経験を得るための研修などに取り組み、スタッフの専門性を高めるとともに、新たな文化の担い手の育成のための施策に取り組みます。

文化芸術ホール

- 文化を継承し、創造し、発信する場として、質の高い事業に取り組みます。
- 文化の特質を踏まえ、施策を講ずるにあたっては短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行います。
- 市内の公民館等と連携して事業を実施し、利用者へのサービス及び利便性の向上を図ります。

博物館

- 船橋市を中心とした地域の歴史・文化等についての調査・研究を進め、その成果を展示事業や資料刊行等により市民に提供します。また、船橋市の貴重な文化遺産である郷土資料の収集・調査・保存・研究・活用に努めます。
- 見学会・講演会を開催し、船橋の歴史や文化について分かりやすく市民に伝えるとと もに、各分野の学術研究の成果を公開します。

• 学校と連携した事業を実施し、学習内容に即した資料を提供することにより、子供たちの学習活動を支援します。

文化団体等

- 文化活動の楽しさ、素晴らしさなどを広く周知するため、それぞれの分野に関わらず様々な分野・活動に関心を寄せるとともに、団体どうしの連携や協力を行い、交流を図ります。
- 自らの活動を継続・発展させるため、人材育成、情報発信などを積極的に行い、文化に親しむための受皿として活動を推進します。
- 活動者、鑑賞者としてだけでなく、継承者として市民と関わります。

企業等

- 文化は、直接的な経済価値に結び付きづらいものであることを踏まえ、社会貢献の観点から文化活動の実践や文化活動への支援に努めます。
- 地域活動への関わりを評価し、文化に関わる環境づくりを支援します。
- 文化施設の管理・運営を担う法人においては、特に文化の普及・振興に寄与するために必要な施策に積極的に取り組みます。

文化関連施設

- 劇場、映画館、演芸場、展示場など文化関連施設は、市民の芸術鑑賞及び文化活動の 発表の場として重要な役割を担うことを踏まえ、文化・芸術の価値を捉えた事業に取 り組みます。
- 市民の文化活動に必要な情報を提供するほか、市民と共に文化事業に取り組むことで、 地域における文化活動の拠点施設となるよう努めます。